

家電リサイクル法を取り巻く さまざまな取組み



リサイクル率や処理能力の向上

家電メーカーでは、家電リサイクルプラントにおける再商品化率の更なる向上を目指して、プラスチック等の徹底的な選別・分別、手解体工程の見直し等に取り組んでおり、これまで廃棄物であったものから更なる選別等により有価物にしたり、プラスチックをサーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへ変更させる取組みが進められています。

再商品化への取組み例(廃家電 → 家電製品)

<p>①エアコン</p> <p>回収した銅、アルミを室内機・室外機の熱交換器に再利用。 また、回収した鋳物鉄を室外機のコンプレッサの鋳物部品に再利用。</p> 	<p>②テレビ</p> <p>ブラウン管ガラスを再びブラウン管ガラスの材料に使用。</p> 	<p>③冷蔵庫</p> <p>再生したプラスチックを新しい冷蔵庫の底板に再利用したり、回収した鋳物鉄をコンプレッサの鋳物部品に再利用する研究を進行中。</p> 	<p>④洗濯機</p> <p>回収された洗濯機の水槽を、新しく製造する水槽の原材料として再利用。再生したプラスチックを新しい洗濯機の台枠に再利用。</p> 
---	--	---	---

3R、環境配慮設計への取組み

- リサイクルしやすい製品づくりは家電メーカー共通の重要な課題であり、最近の取組みでは、解体・分別業務の効率向上のための「材質マーク」や「リサイクルマーク」等を定めた「家電製品 製品アセスメントマニュアル第3版追補版」を作成しています。
- 製品の設計段階で、生産・流通・使用・再商品化・処分のライフサイクルの各段階の安全や資源、環境への影響を調査して予測・改善を行い、製品のライフサイクル全般の環境負荷低減に努めています。

以上の取組みについては、(財)家電製品協会ホームページ<http://www.aeha.or.jp/>において公開されています。

特定の化学物質等への対応

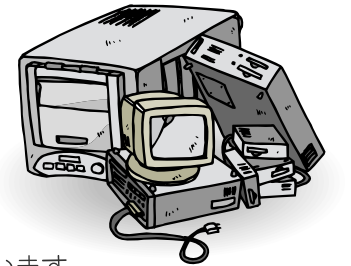
(1) 特定の化学物質の使用の制限

鉛、六価クロム、水銀、カドミウム、特定臭素系難燃剤(PBB、PBDE)等の特定の化学物質について、管理の徹底や使用の削減への取組みが進められています。

(2) ノンフロン冷蔵庫の販売

平成14年1月からノンフロン冷蔵庫の発売が開始され、現在に至っては数多くの機種が販売されており、ノンフロン冷蔵庫への転換が着実に進展しています。

パソコンリサイクルについて



家庭で使われなくなったパソコン(家庭系パソコン)はどうしたらいいの?

家庭で使われなくなったパソコンはメーカーが回収し、リサイクルを行っています。

■メーカーがわかっているパソコンは、「メーカー」が回収します。



※家庭の使用済みパソコンで、PCリサイクルマークがついているものは、回収・再資源化費用が販売価格に含まれているので、排出時には消費者が新たな料金を負担することなく、メーカー等が使用済みパソコンを引き取り、回収・再資源化をします(パソコン3R推進センター事業参加メーカーの場合)
※PCリサイクルマークの付いていないパソコンは、回収・再資源化に関する費用負担が行われていないため、排出時に消費者が回収・再資源化費用を負担します。

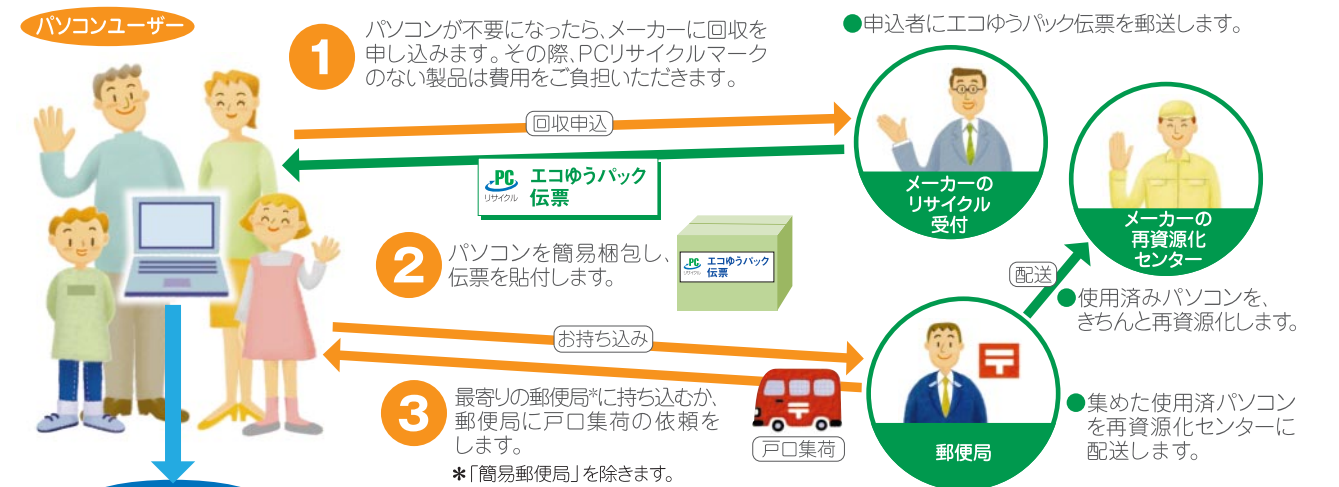
■回収するメーカーがないパソコンは、「パソコン3R推進センター」が回収します。

※家庭の使用済みパソコンで、回収するメーカーがないもの(自作パソコン、倒産メーカーのパソコン等)については、「パソコン3R推進センター」が有償で回収・再資源化します。

パソコン3R推進センター

URL ▶ <http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>
TEL ▶ 03-5282-7685 FAX ▶ 03-3233-6091

家庭系パソコンの回収・再資源化のしくみ (有限責任中間法人パソコン3R推進センター事業参加企業の場合)



有限責任中間法人 パソコン3R推進センター

URL ▶ <http://www.pc3r.jp/pc3r.html>

■再資源化実績(平成16年4月～平成17年3月)

	プラント搬入質量(t)	プラント搬入台数(台)	再資源化処理量(t)	資源再利用量(t)	資源再利用率(%)
デスクトップ型パソコン本体	939	84133	939	709	76
ノートブック型パソコン	57	19096	57	30	52
CRTディスプレイ装置	1876	109239	1876	1452	77
液晶ディスプレイ装置	50	8379	50	33	66
計	2921	220847	2921	2223	

※プラント搬入質量、プラント搬入台数は再資源化処理場に搬入し処理した実績を示している。

※事業系パソコンのリサイクルについては、各メーカーの受付窓口へご相談ください。